

## 平成 29 年度 第 1 回 城陽市子ども・子育て会議 会議録

日 時：平成 29 年 9 月 27 日（水） 19：00～20：00

場 所：城陽市役所 4 階 第 2 会議室

出席者：委員 15 名

（安藤会長、久保副会長、浅井委員、鯉坂委員、石田寛委員、上辻委員、中川委員、宮崎委員、八木委員、山下委員、内田委員、奥田委員、野田委員、宮脇委員、奥委員）

事務局 11 名

計 26 名

資 料：次第

・資料 1 城陽市子ども・子育て支援事業計画における「学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の取組状況

・資料 2 城陽市立今池保育園次期指定管理者候補法人の選定について

・資料 3 子育て世代包括支援センター「すくすく親子サポートカウンター」について

子育てガイドブック

城陽市子ども・子育て支援事業計画（新任委員のみ）

## 1. 開会

### ●事務局

定刻となりましたので、城陽市子ども・子育て会議を開会します。皆様、本日はご多忙の中、また夜分お疲れのところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は 4 名の委員から欠席の連絡をいただいておりますが、会議については過半数のご出席をいただいておりますので、城陽市子ども・子育て会議条例第 6 条により、本会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは会議に先立ちまして、本日お配りした資料を確認いたします。

—資料確認—

## 2. 委嘱書等交付

### ●事務局

一部の委員の皆様につきましては、役員交代等による変更がございましたので、新任委員の皆様へ委嘱書を交付させていただきます。

—委嘱書等交付—

### 3. 事務局あいさつ

#### ●事務局

会議の開催にあたりまして、城陽市福祉保健部長 吉村よりごあいさつ申し上げます。

#### ●市あいさつ

本日は、ご多用中、子ども・子育て会議にご参加いただきありがとうございます。皆様方には、日頃から本市児童福祉行政への格段のご理解とご協力を賜り、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。また、今回新たに委員となっていた皆様には、残任期ではございますが、よろしく願い申し上げます。

さて、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、少子化や児童虐待などの問題があり、児童福祉法と母子保健法が改正され、その中で、妊娠期から子育て期まで、それぞれの段階に応じた支援を切れ目なく行う「子育て世代包括支援センター」の設置の法定化や、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の強化を図ることなど、子育て支援にかかる関係機関の役割は、今後ますます重要視されるものとなってまいります。

そのような中、城陽市におきましては、「城陽市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種子育て支援施策を進めているところでございます。

委員の皆様におかれましては、日頃からそれぞれの分野において子育て支援に関わられる中で、様々なご意見・ご見識をお持ちの事だと存じますので本会議においては、それぞれのお立場から、本市の子育て支援施策について忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し

上げます。

本日はよろしくお願いいたします。

#### 4. 委員紹介

- 事務局

続きまして、委員の皆様のご紹介をいたします。

—委員紹介—

次に、事務局職員の紹介をいたします。

—事務局紹介—

- 事務局

それでは、ここからの会議進行は、安藤会長にお願いしたいと思います。

#### 5. 会長あいさつ

- 安藤会長あいさつ

夜分お集まりいただきまして、ありがとうございます。

新しく委員になられました皆様も、活発なご意見を頂戴したいと思います。

委員の皆様方は子育てにかかわる様々な分野の方がおられるわけですが、その豊富な知識

と経験を活かして忌憚ないご意見を賜れると思っております。簡単ではございますが挨拶

とさせていただきます。本日は遅い時間ではありますが、円滑な進行ができますように最後までご協力をお願いいたします。

## 6. 議事

### ●安藤会長

それでは、「(1) 城陽市子ども・子育て支援事業計画における「学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の取組状況について」を事務局より説明をお願いいたします。

### ●事務局

資料1「城陽市子ども・子育て支援事業計画における「学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の取組状況について」をご覧ください。

—資料1説明—

以上でございます。

### ●安藤会長

ありがとうございます。皆様ご意見、ご質問等ございますか。

### ●浅井委員

保育園の待機児童はいないということですか。

### ●事務局

4月1日時点での国基準の待機児童はおられません。

●浅井委員

よく「ない」と言っているが、実際はあるようなことがあると聞きますがどうですか。

●事務局

国基準の待機児童は0人ですが、例えば園を限定して希望されるなどで待機となる方はおられます。

●奥委員

9ページのひなたぼっこのことで、延べ人数であげていると思いますが、繰り返し来られるリピーターが多いのでしょうか。

●事務局

掲載している人数は延べ人数です。ひなたぼっこの利用は登録が必要になるので、登録者数を確認すれば実際の人数はわかると思います。

●奥委員

自分もそうですが、新しいところに出かけていくのは勇気が必要です。子どものために色々なところに出ていこうという意欲的なお母さんがいる反面、出にくいというような方に対する掘り起こしというか、支援について何か考えはありますか。

●事務局

先ほどお答え出来なかった登録人数ですが、1,350人です。

市では、子どもが生まれて早い段階でこんにちは赤ちゃん事業等の訪問で色々な子育て支

援策についてご案内したり、また、「あそびの広場」などの事業の際にも案内をするなど事業のつながりを持たせるなどの支援策をとっています。

●安藤会長

人材不足の対策として、京都府の事業で子育て支援員養成などがありますが、ここにあるような事業の中に、そういった養成事業の人材は入っていますか。また今のような人材育成の講習会のやり方で良いのか、わかれば教えてください。

こういった人材は無資格と有資格の間ぐらいの位置付けで、子育て支援員というのが、国または府の方針で作られているが、問題になることがあります。保育者のサポートという建前にしていますが、保育者がずっと一緒についているわけではなく、一昨年も京都市内で事故があり、無資格の人しかついていなかった、有資格者はどこにいたのかと問われることがありました。有資格者の仕事と、子育て支援員の仕事は分けられるのか、仕事を住み分けることで、有資格者が保育に専念できるように仕事量を減らせるなど、城陽市での活用がわかれば教えてください。

●事務局

公立保育園の話になりますが、保育士として任用しているので保育士資格のある人が原則となります。また、発達上の支援が必要なお子さんの加配保育士の場合は、保育士資格を持っていない人もおられますが、任用の書類で見ると、京都府の研修を受講したというような資格を添付されているのを見たことがありません。京都府で制度として推進し

ておられますが、城陽市にはまだそういった人材が回ってきていない状況です。

●安藤会長

今後何かあれば教えてください。

●山下委員

待機児童は 0 人とのことですが、年度途中での受け入れの状況はどのような状況でしょうか。

●事務局

先ほど、4月1日の待機児童は0人と申し上げましたが、年度途中では、各園ともクラスや体制がある中では、余裕分しか受け入れが難しい状況にあります。それを超える分は保育士の補充などをしたうえでしか受け入れができず、受け入れの努力はしているが、ご指摘のとおり年度後半になればなるほど待機児童が増える傾向があります。特に0、1、2歳のお子さん、小さいおさんは、年度途中にいつでも希望の園に入れるというような状況にはありません。

●山下委員

4月1日を目指してというようなことになりますか。

●事務局

案内としては、可能であれば育児休暇を延ばすなどし、4月1日に合わせて申し込んでいただいています。それにあわせて各園が体制を組むので、希望の園に入ってもらいやすいという事は伝えます。しかし、育休を延ばすことができないような場合は、申し込んで待機さ



れる方もおられます。

●安藤会長

それでは次の議事に移ります。「(2) 城陽市立今池保育園次期指定管理者候補法人の選定について」を事務局より説明をお願いいたします。

●事務局

資料 2「城陽市立今池保育園次期指定管理者候補法人の選定について」をご覧ください。

—資料 2 説明—

以上でございます。

●安藤会長

ありがとうございます。皆様ご意見、ご質問等ございますか。

—質疑なし—

質疑等ないようでしたら次の議事に移ります。

「(3) 子育て世代包括支援センター「すくすく親子サポートカウンター」について」を事務局より説明をお願いいたします。

●事務局

資料 3「子育て世代包括支援センター「すくすく親子サポートカウンター」について」をご覧ください。

—資料 3 説明—

以上でございます。

●安藤会長

ありがとうございます。皆様ご意見、ご質問等ございますか。

●石田委員

専任の保健師、校区担当の保健師等とありますが、何人で、どのような体制で実施しますか。

●事務局

専任の保健師は、今回の窓口開設にあたって 1 名を配置します。また従来から 1 校区に 1 名保健師を配置しており、10 小学校区があるので、専任の 1 名と、校区担当の 10 名で支援をしていくということになります。

主に母子健康手帳の発行は専任の保健師が担当し、3 か月児健診までは専任の保健師を中心に校区の保健師がかかわりながら支援します。3 か月児健診以降は校区の保健師が中心に支援をしていくというようなイメージで考えています。

●石田委員

対象者は電話などで保健センターなどに連絡をして支援を受けるということですか。具体的にどのような支援を受けられるのですか。

●事務局

まず、妊娠されると、妊娠届出をしていただいて母子健康手帳の交付をしますが、その際に専任の保健師が全員に面談を行うので、妊婦からの相談を受け、継続した支援が必要な

家庭の場合は連絡を継続したり、保健師だけでフォローできない場合は他機関とも連携を取りながら支援を行っていきます。電話や来庁されての相談にも応じていきます。こうした相談などは従来からも受けており、大きく変わりませんが、母子健康手帳交付の際に全員と面談するというのが大きく変わる場所です。

実際の支援については、支援の図にあるような色々な子育て支援策を組み合わせながら対象の方の状況等、個々に合わせて支援を行っていくというイメージを持っていただきたいです。

- 石田委員

校区の担当の保健師は、普段はどこにおられるのか。

- 事務局

普段は保健センターにおります。家庭訪問等の時は担当校区に訪問します。

- 安藤会長

その他として、この場で報告等しておくことはありますか。

他になければ、事務局に進行をお返しします。

- 事務局

安藤会長、委員の皆様、ありがとうございました。

本日の議題については以上でございます。

なお、平成 29 年度については、年明け以降に第 2 回目の会議の開催を予定していますの

で、改めて文書にてご案内をさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様、お疲れ  
様でございました。